

## 「水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について（案）」に対する意見の概要と県の考え方

「水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について（案）」について県民意見提出制度（パブリック・コメント制度）に基づき、平成 25 年 6 月 28 日（金）から 7 月 29 日（月）まで県民の皆様から御意見を募集したところ、2 名から延べ 9 件の御意見をいただきました。

意見の概要と県の考え方は、以下のとおりです。

### 【水生生物の保全に係る水域類型の指定に関する事項】

番号	意見	県の考え方
1	「特A」「特B」の目標を設定してほしい。ただ生息するだけでは持続性が維持できません。やはり、繁殖の条件をつくっていくことが、環境のために必要です。	<p>水域類型の指定に当たっては、中央環境審議会の答申等を踏まえ検討しました。平成 20 年 6 月の「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について（第 2 次答申）」によると、「生物特 A」及び「生物特 B」の特別域については、水産資源保護法に基づく保護水面やそれと同等以上に産卵場又は幼稚仔の生育場として保護が図られている水域のほか、水深、流速、河床材料、川岸の植生など当該魚類の産卵場等として適した条件にあり今後ともその条件が保たれうる水域を指定する旨の考え方が示されています。</p> <p>上記の考え方に従い判断したところ、今回の調査からは特別域の当てはめを必要とする情報はなかったため、特別域を設定していません。</p> <p>なお、今回の指定により、当該水域には全亜鉛やノニルフェノールなどの環境基準が適用されることとなりますので、環境基準の達成・維持を通じて水生生物の保全を図っていきます。</p>

2	<p>今後は工場からの排水中に含まれる全亜鉛やフェノールの調査データは公開されるのか？</p>	<p>県が排出水の測定を実施したデータについては、情報公開制度に基づき対応します。</p> <p>また、水質汚濁防止法に基づき亜鉛含有量及びフェノール類の排水基準が適用される事業場については、排出水の亜鉛含有量及びフェノール類を測定する義務があり、その測定結果の公開については、各事業場の取扱によります。</p>
3	<p>平成 21 年度の「庄内川等における水生生物保全環境基準の水域類型の指定に関する調査結果」では、庄内川の全亜鉛濃度は、水分橋で 0.01 mg/l から 0.08 mg/l に急激に上昇している（添付資料 1 参照）。このような急激な変化は、何が原因であるのか説明して欲しい。また、日常的に上昇しているのか、一時的な上昇なのか、調査データをもとに説明して欲しい。</p>	<p>御提示の調査結果をとりまとめたのは平成 21 年度ですが、使用したデータは平成 16～20 年度に測定された公共用水域調査結果です。平成 20 年度までは、全亜鉛の濃度が水分橋から高くなる傾向がありました。これは流入する排水の影響等、様々な要因が推察されます。しかしながら、平成 21 年度以降は、全亜鉛の年平均値が、上流側の大留橋で 0.007 ～ 0.013 mg/L、下流側の水分橋では 0.012 ～ 0.019 mg/L で推移しており、御指摘のような急激な濃度上昇は見られなくなっています。</p> <p>なお、今後、環境基準を超過した場合などは必要に応じ原因究明調査を実施する予定です。</p>
4	<p>庄内川と同様に大都市を流れる河川と比較すると、多摩川では 0.019 mg/l、大和川では 0.024 mg/l である（添付資料 2 参照）。庄内川では他の大都市を流れる河川よりも、はるかに高い値を示しているが、その原因は何か説明して欲しい。</p>	<p>御提示のデータの取られた平成 18 年度頃は、水分橋及び下流の枇杷島橋で他の大都市河川と比べ全亜鉛の濃度がやや高い傾向がありました。これについても、上記の 3 番同様、流入する排水の影響等、様々な要因が推察されます。しかしながら、平成 21 年度以降は水分橋、枇杷島橋とも 0.012 ～ 0.019 mg/L で推移しており、他の大都市河川と同程度となっています。</p> <p>今後、環境基準を超過した場合などは必要に応じ原因究明調査を実施する予定です。</p>

5

環境省通達（水生生物の保全に係わる環境基準の類型指定 H18.6.30）では、「アユは類型指定の活用が困難な種であるが、生息状況の把握に努められたい。」とある。これまで、愛知県が行うアユの調査は、豊川水系や矢作川水系などで行われているものの、庄内川では近年全く行われていない。庄内川では、毎年のようにアユが感染症などの症状で死滅する事態が生じているにも関わらず、なぜ、水産試験場をはじめ愛知県の調査機関は、庄内川でアユ等の水産生物の調査を行わないのか、その理由をお聞かせください。また、水質を管理・監視する立場から、庄内川のアユの調査結果が存在しないことを問題視し、県内の機関でこれらを改善するよう調整を図ってください。



<写真>庄内川で多数見られる病気にかかったアユ（調査が行われていないため水質が原因かどうか不明。）

水域類型の指定に当たっては、アユも含め水生生物の生息状況の調査を実施し、庄内川においてアユを確認しております。ただし、御指摘のとおり環境省の通知では、アユは水温の適応範囲が広いこと等を踏まえ、「類型指定の活用が困難な種」とされておりますので、確認種にはアユを除いて記載しています。

また、県農林水産部では、水産業の振興を目的に、漁業が営まれている河川で調査を実施しています。

なお、河川等でへい死があった場合には、県民事務所等（政令市域においては政令市）が水質事故として調査を行います。必要に応じて適宜へい死魚を水産試験場で検査する等、関係機関と連携のうえ適切に対応しています。

【その他】

番号	意見	県の考え方
1	<p>庄内川ではA社系列の工場からの異臭を伴った排水が大量に放出されている。ここからの排水によって地域住民や生き物たちは大変な迷惑を被っている。半世紀以上も前から問題となっている、このA公害が未だに改善されないのは、何が問題なのかご意見をお聞かせいただきたい。私どもとしては、甘く設定された環境基準に問題があると考えているが、今回の環境基準の設定とあわせて、既存の基準についても見直すべきであった。</p>	<p>庄内川におけるBOD等既存の環境基準の類型については、平成8年及び12年に見直しを行ってきたところであり、今後とも、必要に応じ見直しを検討します。</p>
2	<p>中国江蘇省南通市ではA社系列の工場建設に対し、水質汚濁を懸念した住民による大規模な反対運動が起きた。これをきっかけに、反日デモがさらに拡大し、日本経済に大きな損害を与えるきっかけとなった。A社系列の工場を有する愛知県は、長年にわたって同工場の排水規制を甘く設定し、本来、上乘せ基準によって今以上に厳しい基準値を設けるべきであり、河川水に含まれる悪臭に対しては、臭気等を横出し基準として設けるべきであった。これらを怠ったことは、少なからず反日デモの拡大、日本経済への悪影響を与えたと認識し、反省すべきである。</p> <p>今後、庄内川水系にあるA社系列の工場排水を世界トップレベルまで浄化させることは、結果として、中国での工場建設の問題を解決に近づけるものとなり、日系企業への信頼につながるといえる。愛知県の水質行政は、県内だけでなく、海外で事業展開する日系企業の将来を左右するものであることを踏まえて、今後の水質基準の設定に取り組むべきである。また、早急に既存の環境基準を全区域で最低でもB類型以上に設定するよう委員会の開催をお願いする。現在の制度では河川の水質基準を満たさなくても、誰も罰則を受けるものではないので、せめて環境基準くらい、ちゃんとした類型に設定してください。</p>	

3 愛知県が作成した小学生向け、平成 25 年度環境学習副読本「わたしたちと環境」の中に掲載された「川の汚れの状況」では、庄内川のグラフが明らかに数値よりも短い棒グラフで示されている。これは恣意的ではないか？庄内川が他の河川よりも、劇的に汚れている現状を子供たちにちゃんと事実を伝えるべきではないか。子供たちに対して、事実を隠すような記載は許されないので、早急に修正シール等を貼付するといった対応をすべきである。



左：現状 右：数値に即した正しいグラフ

御指摘のイラストについては B O D の概ねの傾向を示したものです。今後はこうした表示についてより正確な記載に努めます。

4 H24 年と H25 年に庄内川の河口部で採集したヤマトシジミの試食会を行ったところ、添付資料 3 に示すような感想が寄せられた。なぜ、庄内川のシジミは不味いのか、亜鉛やフェノールによる影響があるのかお聞かせいただきたい。(添付資料 3 調査結果参照)

全亜鉛やノニルフェノールが庄内川のシジミの味に及ぼす影響についての知見はありませんが、底泥など様々な要因が考えられます。